

経営・労務に役立つ・・・

Monthly Topics



発行：社会保険労務士法人出口事務所 TEL 03-6205-5405
〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-24-16 内田ビル 3 階
http://www.deguchi-office.com/
バックナンバー http://www.deguchi-office.com/blog/

2017年（平成29年）11月号 No.104

会員専用ページのご案内

すでにご活用いただいている方も多いと思いますが、改めてご案内させていただきます。随時、セミナー資料や診断ツールを掲載しておりますので、ぜひご活用ください。



①社会保険労務士法人出口事務所のホームページの「トップ画面」から「会員専用ページ」をクリックしてください。

※会員とは社会保険労務士法人出口事務所と顧問契約をさせていただいている企業様になります。

②ログインIDとパスワードを入力し、「ログイン」してください。ログインIDやパスワードにつきましては、各担当者にお問い合わせください。

③ポータルサイト、セミナー資料、診断ツールなど随時更新しております。

・**クラリネット**：ネットde顧問をご契約の企業様はこちらからログインすることも可能です。

・**プレミアムフライデーセミナー資料**：無料でダウンロード可能です。参加者特典につきましては、セミナー参加者のみとなりますのでご了承ください。

・**診断ツール**（助成金・就業規則・就業規則労務リスク）：無料で診断を行うことが可能です。ただし、助成金につきましては、頻繁な制度変更がございますので、ご参考までにご活用ください。

◆ 人 事 労 務 ◆

■ 偽装請負にならないようご注意ください

偽装請負とは「形式的には請負を装っているが、その実態がないもの」です。

例えば、A社とB社が請負契約を結び、A社の労働者にB社の業務をさせていましたが、実態は「労働者派遣契約」でした。しかし請負契約をしているA社は、労働者派遣の許可を受けていませんでした。この場合、労働者派遣法違反となってしまいます。

解決策としては、以下のとおりです。

- ① 「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」に従い、実質的に請負であることを徹底する。
- ② 実態に合わせて請負契約を止め、派遣契約に切り替える。
派遣に切り替える場合には請負と異なり、まずは、派遣元企業は派遣業の許可を受けることが必要です。派遣先企業には派遣先責任者の選任、派遣先管理台帳の整備といった義務が発生します。派遣先企業は、一定の場合に使用者としての責任を負うこととなります。

では、具体的にどのような場合が実質的に請負と判断されるのでしょうか。

「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」に従い、請負と判断されるための要件をまとめました。

● 請負と判断されるための要件

1. 労務管理上の独立性

請負企業が自己の雇用する労働者の労働力を自ら直接利用すること

- (1) 労務管理上の独立性
作業現場では、請負企業の責任者が作業現場での人数・配置・変更などを指示して、スケジュールを作成・調整し、請負企業は仕様書等に基づき、自らの判断で業務を処理していく必要があります。
- (2) 労働時間管理上の独立性
請負企業は自社の労働者の就業時間、休憩時間を把握し、残業や休日出勤を指示する、あるいは欠勤等の勤怠管理を行うことが求められます。
- (3) 秩序の維持、確保、人事管理上の独立性
請負企業は、自ら業務遂行上の規則を制定・指示する必要があります。使用者・雇用主の義務として、労働基準法、労働者災害補償保険法・雇用保険法・健康保険法等を遵守しなければなりません。さらに、請負企業の労働者の要員の指名、配置等の決定も請負企業が行う必要があります。ユーザー企業が要員を直接面接するなどの方法で、請負企業からの労働者を選定することはできません。

2. 事業経営上の独立性

請け負った業務を請負企業が自己の業務として独立して処理すること

- (1) 経理上の独立性
請負企業が自ら資金調達等を行っている。
- (2) 法律上の独立性
業務の処理について請負企業側に契約違反などがあった場合に、ユーザー企業が法的責任を追及できるなど、請負企業が法律上の義務を負担している。
- (3) 業務上の独立性
処理すべき業務を請負企業の有する高度な技術・専門性により処理していることが必要になります。請負企業が高度な技術的専門性を持たない場合、請負企業は単に労働者の肉体的な労働力を提供しているだけということになり、偽装請負の可能性が高くなります。なお、高度な技術的専門性がなくとも、機材・設備などを自ら調達するか、もしくは注文者からそれらの機材・設備を有償で調達して業務を実行している場合には、業務上の独立性が認められる余地があります。



「請負契約」をしていても、実態で「派遣契約」に判断される可能性もありますので、ご不明な点がございましたらご相談ください。心配であれば、派遣許可を受けることをおすすめします。

■ 来年4月より障害者雇用率が引き上げになります

平成30年4月1日より精神障害者の雇用が義務化され、障害者雇用率の算定基礎に精神障害者が加わること等の事情を踏まえ、「障害者雇用の促進等に関する法律施行令」等が改正されますので、それらの改正内容について把握しておきましょう。

<主な改正内容>

①民間事業者における障害者雇用率は2.3%へ（現行の法定雇用率は2.0%）

②経過措置として、当分の間は、民間事業者における障害者雇用率は2.2%

※上記経過措置は施行の日（平成30年4月1日）より3年を経過する前までに廃止され、以降は2.3%が適用されます。（平成33年4月1日までに更に0.1%の引き上げ）

③障害者雇用の対象事業主の範囲が拡大されます。

※法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、現行の従業員50人以上から経過措置期間中は45.5人以上、経過措置廃止後は43.5人以上に変わります。

（20時間以上30時間未満の短時間被保険者は0.5人としてカウント）

④対象事業主に求められること

- 1) 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告
- 2) 障害者雇用推進者を選任する努力義務

今回の改正では、障害者雇用納付金（法定雇用障害者数に不足する障害者数に応じて一人につき月額50,000円を納付）や障害者雇用調整金（法定雇用障害者数を超えて雇用する障害者数に応じて一人につき月額27,000円を受給）の金額および障害者雇用納付金の支払義務が発生する事業主の範囲（常時雇用する従業員数100人超）は変更されておりません。しかし障害者雇用率の改定により、障害者雇用率未達企業の負担は増えることとなります。これは障害者雇用が企業の社会的責任（CSR）であることのメッセージと言えるでしょう。

昨年閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においても、「テレワークによる在宅雇用の推進などICTを活用した雇用支援等」が盛り込まれており、障害者が希望や能力、障害や疾病の特性に応じて最大限活躍できる環境整備を図るための選択肢として、ICTを活用した柔軟な働き方であるテレワークによる障害者の在宅雇用が大変注目されています。

育児や介護等で在宅勤務を余儀なくされる方だけでなく、通勤が困難な障害者にとっても、パソコンやインターネットを活用して在宅で勤務するという機会は増えてきており、このような就労形態は、障害者の能力やスキルに応じた働き方の可能性を広げ、就労機会の拡大をもたらしてくれます。

現実問題として、日本企業のテレワーク導入率は13%と、既に普及している欧米諸国に比べて低い水準にありますが、逆に伸びしろが期待できる分野であると考えられます。

障害者雇用には計画的な取り組みが必要です。テレワーク活用の可否だけにとどまらず、障害者に担当して貰う業務の洗い出しや障害者の採用方法など、法改正を見据えて早目に対応しておくべきでしょう。



■ 法定相続情報証明制度をご存知ですか？

平成 29 年 5 月 29 日から「法定相続情報証明制度」という新制度がスタートしました。ここでは、同制度に関する基本的な内容を Q&A 形式にまとめましたのでご参考ください。

Q1. 法定相続情報証明制度はどんな制度ですか。

法定相続情報証明制度とは、相続関係が記載された「法定相続情報一覧図」と相続人全員の現在の戸籍、被相続人の出生から死亡までの戸籍等必要書類を法務局に提出することで、法務局が相続情報を 1 枚の証明書にして発行する制度です。

Q2. 法定相続情報制度がスタートして、何が変わるのですか。

この制度が導入されることにより、相続人全員の現在の戸籍、被相続人の出生から死亡までの戸籍等必要書類の原本を法務局へ提出すれば、法務局から「法定相続情報一覧図の写し」と呼ばれる証明書が発行され、これ以降の各種の手続きについては、戸籍等の原本を提出することなしに、法務局から発行された証明書を提出することで、相続手続きをすることができるようになると考えられます。

※官庁、金融機関等により対応が異なる場合がございますので、事前にご確認いただくことをお勧めします。

Q3. 法定相続情報証明制度のメリットを教えてください。

相続に関する戸籍は、相続関係などによっても様々ですが、複雑、多数になることもしばしばあります。1 つの相続の場合でも、手続きする先は、各金融機関、法務局など多数あり、その都度、複雑な戸籍を 1 つ 1 つ確認する必要があります。

本制度を利用すると最初に法務局にて戸籍の確認をするだけで、その後の手続きでは戸籍の確認は不要になります。金融機関の窓口では戸籍の確認をする必要がなくなるため、現在、長時間かかっている金融機関の手続き時間の短縮により、業務の効率化が進み、待ち時間も短くなると考えられます。また、戸籍を再度取得する手間や費用も節約されると思われます。

Q4. 法定相続情報証明制度を利用できる人は誰ですか。

この制度を利用できるのは、被相続人の相続人です。専門家に代理人となってもらい、証明書を取得することも可能です。代理人となれる専門家は、**社会保険労務士**、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、弁理士、海事代理士及び行政書士です。

Q5. どの法務局に行けば、証明書を発行してもらえますか。

証明書を発行できるのは、以下の地を管轄する法務局です。

- ①被相続人の本籍地
- ②被相続人の最後の住所地
- ③法定相続情報証明制度の利用の申し出をした相続人の住所地
- ④被相続人名義の不動産の所在地

【参考】法務局「法定相続情報証明制度」について

http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html